

事務連絡
令和7年8月26日

各都道府県建設業協会事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事業部

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う
地方公共団体情報システムから出力される帳票に印字される文字
に係る留意事項について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方公共団体の基幹システムの統一・標準化に伴う留意点について、国土交通省より以下のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

行政機関の各種システムで用いられている文字については、これまでも様々な機関等において標準化に係る取組が行われてきたところですが、今般、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の施行に伴い、原則、令和8年4月1日より地方公共団体情報システム（同法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で使用する文字セットが標準化されます（別紙1参照）。

これにより、現在、地方公共団体情報システムにおいて用いられている文字セットは、今後、地方公共団体基幹業務システム統一・標準化に伴い、順次、行政事務標準文字に置き換えられ、地方公共団体情報システムから出力される帳票に印字される文字の字形（デザイン）や、移行時期の異なる地方公共団体情報システムから出力される帳票に印字される文字の字形が異なる可能性があります。

文字の標準化は、自治体における文字作成等のコスト抑制やシステム間の互換性確保のために、字形が異なる文字を標準化するもので、字体（漢字の骨組み）を変更するものではないため、標準化前の文字と同一の文字として扱うこととなります（別紙2参照）。

この点について、地方公共団体の基幹業務のシステム統一・標準化による文字の標準化は、文字の字形の変更であり、地方公共団体情報システムから出力される帳票以外の帳票や過去に発行された帳票と文字の字形に差異が認められる場合であっても、本人確認の場面において、本人確認書類の追加提出を求め等の手続が発生すること等がないよう、国土交通省から各関係団体に対して

通知されていますので、併せてお知らせします。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、必要に応じて貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

別紙1 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について

別紙2 帳票に印字される文字の字形の変更について

【担当】 事業部 三浦

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp